

船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会市民委員選考要領

1 趣旨

この要領は、船橋市一般廃棄物処理基本計画を推進するために設置をする船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会の市民委員の公募に係る審査基準・選考方法など必要事項を定めるものとする。

2 公募方法

市民委員の募集にあたっては、別に定める船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会市民委員公募要領に定めるところとする。

3 選考委員

選考委員は関係団体及び市職員からなる6名以内で組織する。

4 選考事項

応募者が提出した船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会市民委員応募用紙及び小論文を、次の評価項目に基づき評価し、選考を行うものとする。

(1)【評価項目】

I. 現状把握と将来像

- (1)船橋市の一般廃棄物処理の課題を捉えているか。
- (2)船橋市の特徴を活かした将来像となっているか。
- (3)実現性の高い将来像となっているか。

II. 推進への関心・意欲

- (1)船橋市の「ごみの減量化・資源化」への意欲・関心が感じられるか。

III. その他の評価項目

- (1)市民ならではの目線があるか。

(2)【その他】

船橋市附属機関等の設置及び運営に関する指針第4条第1項第2号に基づき、委員に占める女性比率を高めるため、原則、男性から上位者1名を、女性から上位者1名をそれぞれ選出する。なお、上位者2名が女性の場合は、2名とも女性を選出することとする。

5 審査結果の通知

応募者全員へ選考結果を通知する。なお、合格者には別途電話にて連絡する。

附則

(施行日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。
(施行日)

この要領は、平成30年12月21日から施行する。